

令和4年第2回尾鷲市議会定例会会議録

令和4年6月15日（水曜日）

○議事日程（第5号）

令和4年6月15日（水）午前10時5分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第43号 令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について
- 日程第 3 議案第44号 財産の取得について（尾鷲市学校給食センター厨房機器）
（提案説明、質疑、委員会付託）
- 日程第 4 一般質問

○出席議員（10名）

| | |
|---------------|-------------|
| 1番 南 靖久 議員 | 2番 小川 公明 議員 |
| 3番 濱 中 佳芳子 議員 | 4番 西川 守哉 議員 |
| 5番 村田 幸隆 議員 | 6番 三鬼 和昭 議員 |
| 7番 内山 左和子 議員 | 8番 中村 レイ 議員 |
| 9番 中里 沙也加 議員 | 10番 仲 明 議員 |

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

| | |
|------------|----------|
| 市 長 | 加藤 千速 君 |
| 副 市 長 | 下村 新吾 君 |
| 会計管理者兼会計課長 | 三鬼 基史 君 |
| 政策調整課長 | 三鬼 望 君 |
| 政策調整課調整監 | 濱田 一多朗 君 |
| 政策調整課参事 | 西村 美克 君 |
| 総務課長 | 竹平 專作 君 |

| | |
|---------------------------------------|-----------|
| 財 政 課 長 | 岩 本 功 君 |
| 防 災 危 機 管 理 課 長 | 尾 上 廣 宣 君 |
| 税 務 課 長 | 仲 浩 紀 君 |
| 市 民 サ ー ビ ス 課 長 | 湯 浅 大 紀 君 |
| 福 祉 保 健 課 長 | 山 口 修 史 君 |
| 環 境 課 長 | 吉 沢 道 夫 君 |
| 商 工 観 光 課 長 | 森 本 眞 明 君 |
| 水 産 農 林 課 長 | 芝 山 有 朋 君 |
| 水 産 農 林 課 調 整 監 | 丸 茂 亮 太 君 |
| 建 設 課 長 | 塩 津 敦 史 君 |
| 水 道 部 長 | 神 保 崇 君 |
| 尾 鷲 総 合 病 院 事 務 長 | 佐 野 憲 司 君 |
| 尾 鷲 総 合 病 院 総 務 課 長 | 高 浜 宏 之 君 |
| 教 育 長 | 出 口 隆 久 君 |
| 教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長 | 森 下 陽 之 君 |
| 教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長 | 平 山 始 君 |
| 教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 学 校 教 育 担 当 調 整 監 | 高 田 秀 哉 君 |
| 監 査 委 員 | 民 部 俊 治 君 |
| 監 査 委 員 事 務 局 長 | 野 地 敬 史 君 |

○議会事務局職員出席者

| | |
|---------------|---------|
| 事 務 局 長 | 高 芝 豊 |
| 事務局次長兼議事・調査係長 | 北 村 英 之 |
| 議事・調査係書記 | 宮 本 朋 実 |

〔開議 午前10時04分〕

議長（小川公明議員） 皆様、おはようございます。

あらかじめ御通知申し上げましたように、会議規則第9条第2項の規定により、会議時刻を繰り下げ、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第5号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、1番、南靖久議員、3番、濱中佳芳子議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第43号「令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」及び日程第3、議案第44号「財産の取得について（尾鷲市学校給食センター厨房機器）」の計2議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました2議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、今回追加議案として提案しております議案第43号「令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」及び議案第44号「財産の取得について（尾鷲市学校給食センター厨房機器）」の2議案につきまして説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。

まず、議案第43号「令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」につきまして説明いたします。

お手元に配付の令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）及び予算説明書の1ページを御覧ください。

今回の補正予算計上額は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,493万4,000円を追加し、これにより予算総額を107億8,233万8,000円とするものであります。

まず、歳入について説明いたします。8ページ、9ページを御覧ください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億892万9,000円の増額であります。

2目民生費国庫補助金は、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の支給に対する子育て世帯等臨時特別支援事務費補助金213万7,000円の追加及び1人親世帯以外の低所得者の子育て世帯に対し、生活支援特別給付金を支給するための新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金958万8,000円の増額であります。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、今回の補正財源として1,428万2,000円を繰り入れるものであります。

次に、歳出について説明いたします。10ページ、11ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、9目生活困窮者自立支援事業費213万7,000円の増額は、新たに、令和4年度の住民税均等割が非課税となった世帯等に対し、1世帯当たり10万円の臨時特別給付金を支給するもので、システム改修委託料199万1,000円の追加が主なものであります。

なお、今回の補正予算は事務費のみの計上となり、給付金につきましては令和3年度の繰越予算で対応するものであります。

2項児童福祉費、2目児童措置費958万6,000円の増額は、1人親世帯以外の低所得の子育て世帯に対し、子供1人当たり一律5万円の子育て世帯生活支援特別給付金を支給するもので、臨時給付金システム構築委託料144万9,000円及び子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）750万円の追加が主なものであります。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費1億2,321万1,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、市民1人当たり7,000円の商品券を配布するもので、発送に係る通信運搬費380万4,000円及び商品券発行事業業務委託料1億1,897万6,000円の増額が主なものであります。

次に、議案書にお戻りいただき、2ページを御覧ください。

議案第44号「財産の取得について（尾鷲市学校給食センター厨房機器）」につきましては、学校給食施設整備事業に係る尾鷲市学校給食センター厨房機器を取得するに当たり、予定価格が2,000万円を超えることから、地方自治法第

96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案第43号「令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」及び議案第44号「財産の取得について（尾鷲市学校給食センター厨房機器）」の2議案の御説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（小川公明議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案は、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 御異議なしと認めます。よって、議題の議案は所管の行政常任委員会に付託することに決しました。

ここで、一般質問準備のため休憩をいたします。再開は、10時20分からといたします。

〔休憩 午前10時12分〕

〔再開 午前10時18分〕

議長（小川公明議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第4、昨日に引き続き一般質問を行います。

最初に、8番、中村レイ議員。

〔8番（中村レイ議員）登壇〕

8番（中村レイ議員） それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問を行わせていただきます。

皆様、おはようございます。先日かんかんがくがくの議論の末、答えの出た議論を蒸し返し、肩肘張った反対の演説を繰り返す新人と書かれましたが、今日は大丈夫です。かんかんがくがくの議論がまだなされていない話をそろえてみまし

た。

それでは、議員活動の原則にのっとり、施策の提案を行いたいと思いますので、数字の羅列となり面白くないかもしれませんが、少し長くなりますが、大切なことなので、よろしくお願い申し上げます。

私たちは、広域ごみの処理施設の構想が出たとき、建設運営費の負担が減ると信じ、ごみ袋の有料化を進め、ごみの減量に取り組みました。そして、皆様の出費のおかげで、有料ごみ袋によるごみ量は劇的に減少し、市民1人当たり1日に出すごみ量は600グラムとすき焼き肉3枚分で、5市町の平均800グラム、4枚分の肉より200グラム、1枚分も少なくなったと思っておりました。

しかし、あに図らんや、持込みごみや産業可燃ごみを足すと、尾鷲市民1人当たりのごみ量は870グラムになり、5市町の平均800グラムより多くなってしまいます。ごみ袋を有料化しても、無料の他市町より可燃ごみの総量が多いなら、税金の二重取りのごみ袋の有料化を続ける意味は果たしてあるのでしょうか。

広域ごみ処理施設の建設費は人口割合で決まります。そして、運営費はごみ量の割合で決まります。つまり可燃ごみの総量比が高い尾鷲市は、運営費も高く支払う必要が出てきます。

それでは、まず聞き慣れない言葉、連続運転と安定燃焼について、少し考えていきたいと思います。

連続運転とは、ごみ焼却炉を24時間燃やし続けることで、安定燃焼とは、一定温度で燃やし続けることです。焼却炉を一定温度で24時間燃やし続けるとダイオキシン類の発生率が最も低くなり、焼却炉も傷みません。ですから、安定燃焼と連続運転は広域ごみ処理施設にとってとても大切なのです。

ごみ量が炉の大きさの80%を下回ると、ごみの投入時にごみの調節ができなくなり、温度が安定しません。そして、ごみ量が炉の大きさに対し70%を下回ると、24時間燃やせなくなります。炉に火がついたり、消えたりの間欠運転となるんです。間欠運転になると、ダイオキシン類の発生回数が増え、それを処理するための電気代がさらにかさみます。

先日、環境課から議会に対する報告があり、令和10年度稼働予定の焼却炉は64トン、ストーカー方式で、連続運転という基本計画だそうです。連続運転、すなわち24時間焼却炉の火を消さず、安定燃焼の広域ごみを目指すということでしょう。64トンの焼却炉を安定燃焼させるには、1日52トンのごみが必要で、24時間連続運転させるには1日45トンのごみが必要となります。

広域焼却炉の運転が始まるとされる令和10年の5市町の人口は5万3,000人前後と見込まれ、当初からごみは43トンしか見込めない中で、果たして24時間の連続運転は可能なのでしょうか。ごみ量が70%を切って24時間運転ができなくなって、毎週焼却炉の火を止めることになるのなら、広域でごみ処理施設を造るメリットは一体何なのでしょうか。

執行部は、単独のごみ焼却炉は高くつくから、尾鷲市単独でのごみ焼却炉は無理と言いつつ、果たしてそれは本当なのでしょうか。

尾鷲市が現在使用中の焼却炉54トン、8時間で22.5トン燃やせる炉が2基あります。1炉1時間で2.8トン燃やせることになり、余熱に1時間かかるので実質4時間しか燃やしておらず、1日に11トンずつしか焼けないので2炉とも運転中とのことでした。しかし、焼却炉の運転時間を実質6から7時間にしたら、人件費はもちろんかかりますが、1炉だけの運転で今日現在の私たちが出す可燃ごみの1日の最大17トンの焼却が可能となります。1炉だけの運転で可燃ごみの焼却が可能なら、もう一方の炉の取替えができますよね。

令和10年における尾鷲市の人口は1万2,000から3,000人ほどで、可燃ごみも10トンから11トンと見込まれます。令和10年度に8時間で10トンが焼却可能なごみ焼却炉を入れて、現在の1炉を予備に置けば、14トンの設置基準をクリアします。そして、設置基準10トンを実に下回る令和15年頃、予備の炉を撤去すればいいのではないのでしょうか。

このように、私たちは常に代案を考え、肩肘を張った反対演説をしているわけではなく、施策提案を常にさせていただいております。

それでは、広域と単独焼却炉の設置予算についても考えていきたいと思っております。

広域焼却炉64トンの建設費は72億2,375万とされております。そして、人口による尾鷲の負担は17億円ほどとなるでしょう。64トンの焼却炉の建設費が72億とすれば、1トン当たり1億2,000万の建設費となります。10トンの焼却炉は割高として、1トン当たり1.5億円かかったとしても、15億円で設置でき、広域で負担するより、もう既に2億円程度安くなるでしょう。

生活者としても、こちらも気になる運営費の市民負担額についても考えていきたいと思っております。

広域の運営費は20年で86億1,620万6,000円とされております。尾鷲市負担分はごみの量から考えて、20年で21億円程度が見込まれております。運営費は補助対象でないため、これらは全額尾鷲市民の負担となり、1年に運営

費だけで1億円強かかります。おまけに、運営費以外の経費についても検証が必要です。

広域ごみ処理施設には、尾鷲市の資源ごみ分別のためのストックヤード用地は500平米以上が必要となり、その用地確保のため、立ち退き補償を含む土地代金、造成費用、上屋の建設費は全額尾鷲市負担となります。築山以外に造られる避難施設用地も全額尾鷲市負担となるでしょう。そして、市営野球場撤去費負担分に続き、市による道路負担分、中電跡地にあるテニスコートの撤去による代替整備費、避難施設としては不相当と指摘されたにもかかわらず残す築山を含む都市公園スポーツ施設尾鷲市負担分、築山以外に造られる避難施設負担分、以上が全て上乘せで尾鷲市民の負担となってまいります。

これらは都市計画や教育施設という名目で出されるので、広域ごみ関連費ではないと言い張るかもしれません。しかし、名目は何であれ、これらは全て市営野球場に広域ごみ処理施設を持っていくという軽挙の結果です。

結局、最終、尾鷲市民が払わなくてはならない負担金は、毎年ごみ処理建設負担金4,400万円、運営費1億円強、関連施設の返済金を5,600万としても、20年にわたり毎年2億円が市民の負担となります。

と言いたいところですが、都市公園の芝生の維持費を忘れておりました。維持費も補助対象ではなく、全額市民負担となり、たとえ芝生の維持費を少なく見積もって5,000万としても、令和10年の負担額は1人当たり1万9,000円ですが、令和19年には2万5,000円となり、令和29年には人口減少により1人当たり3万5,000円と膨らんでいきます。

一方、単独10トン焼却炉を入れたら、今は毎年修理費で1億5,000万ほどかかっていますので、令和10年には負担が1万5,000円ほどかかりますが、それがなくなる令和19年の負担は1人当たり7,500円、令和29年には人口が減少しても1万円ほどとなり、その大きな差額は子育て支援や、そして、ほかのことに使えることとなります。

それでは、市長に質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、市民説明会、尾鷲市単独のごみに対する説明会をなぜされないのかということをお尋ねしたいと思います。

2点目は、防災における事前復興の観点から、震災・津波災害時のごみ処理についてお尋ねしたいと思います。

尾鷲市は、地域防災計画において、災害廃棄物処理体制の整備をうたっており

ます。環境課においても、尾鷲市災害廃棄物処理計画が平成28年につくられており、最大64万4,000トンの災害ごみを想定しています。

第3章第1節において、平常時に仮置場候補地、収集運搬の重要ルートを選定し、建設課と協議の上、発災時に自衛隊、警察、消防などに対して提示できるよう、図面（台帳等）を作成すると書かれております。

文字による台帳では、市民も外部からの救援者も被災したときにすぐに場所が分かりません。事前復興の最初の一步である津波による災害ごみの仮置場と高台の分別仮置場の計画図面を地図上に落とし込み、ホームページや広報などで周知させるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

壇上からの質問は以上とさせていただきます。

議長（小川公明議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） まず、中村議員の質問の回答に入ります前に、冒頭におっしゃっています、要するに、広域ごみ処理施設の尾鷲市負担分云々どうのこうのについて、今日9時半前に原稿を頂いて読み返していたんですけども、それに対する答えは、私は今、即答はできません。

ただ、この件について、やはりワンセグ等で市民の皆さんがこういうことを聞かれているんですから、今までの広域ごみ処理施設の件について、経費面、特に費用面について、一応、分かっている範囲内で、また、尾鷲市長として発表できる内容について、まず報告させていただきたいと思います。

当初、このごみ処理施設については、基本構想計画というのが出されました。そのときにシミュレーションをした結果、やはり、まず広域ごみ処理施設については、要するに建設費、イニシャルコストがかかりますよ、71億円ぐらいかかりますねと。それを20年間、これを運営していくために八十数億円のお金がかかりますねと。その部分については、5市町でそれぞれ、いろんな基準にのっとった形で負担していきましょと。当然71億円の分については、国からの補助金が出てきますと。

そういった中で、これは議員の皆さんも御存じの方が多いと思いますけれども、その場合に、尾鷲市が単独で新しいごみ処理施設を造って、それを20年間運営した場合には、今までの5市町における尾鷲市の負担と単独でやった分については、要するに、年間で17億円の経費が軽減できるということを私は議会でも申し上げさせていただきました。

今、それを基準にしながら、広域ごみ処理施設の基本計画をきちんと、今年度、今年の12月ぐらいになるんですかね、西川議員のときにも御報告しましたが、12月ぐらいにあれしますので、その辺のところをきちんと整理しながら、また尾鷲市議会の皆さん方に御報告をさせていただきたいと。

ですから、非常にこの数字については、私は中村議員流の一応、考え方でございますので、これにつきましては、私の考え方をまず申し上げさせていただきたい、このように考えております。

次に、御質問の内容、2点ございますけれども、広域ごみ処理施設の要否についても、市民説明会を行わないかと、これは何度も何度も議員のほうからおっしゃっています。私は西川議員のときにも言ったんですが、広域ごみの関係する東紀州5市町の説明会については、まず、基本計画の素案がまとまった頃、だから、大体8月の下旬ぐらいに住民説明会をさせていただきました。そして、基本計画の素案からきちんと精査をしながら、基本計画がまとまった頃、11月の下旬から12月の初旬頃にもう一回やらせていただきますと、こういう説明会の内容でございます。そういった中で、尾鷲市が特に必要とある場合については、市民説明会をやらせていただきますと、こういう発言をさせていただいておりますので。

それが、尾鷲市民の方々に説明するのはいつかということについては、内容等々もいろいろ我々としても考えていきながら、そういう計画を立てていきたいと、こういうことでございます。

次に、さっきおっしゃっていました災害廃棄物処理体制の整備について、この件につきましては、議員おっしゃるように、平成28年3月に、尾鷲市災害廃棄物処理計画を定めておりますが、策定から6年がたっております。そして、現在、環境課にて改訂の検討を行っているところでございます。

だから、中村議員おっしゃっていますように、住民に係る部分については、特に表現方法も、それから図面、あるいは地図、こういったものを活用しながら、ただ単に文章ばかりじゃなくて視覚的にも分かりやすいものにしていきたい、そして、周知などに努めていきたいと思っておりますので、今現在進行形でやっているというところでございますので。

以上2点、壇上からの回答とさせていただきます。

議長（小川公明議員） 8番、中村議員。

8番（中村レイ議員） ありがとうございます。図面上に図示してホームページなどで周知していただけるということは、非常に事前復興の観点から大事なことだと

思いますので、ぜひしていただきたいと思います。

そして、今、私が今回、数字を並べさせていただいたのは、要するに、こういう考え方があるということも、ちゃんと市民と議論をしていただきたいなど。市長が言われるように、単独で造った場合に17億高くつくという数字が出ているんですけれども、私が壇上で説明させていただきましたとおり、例えば24時間連続運転が可能であれば、その数字は確におっしゃるとおりの数字だと思うんですよ。でも、それが広域でもかなわない場合、17億の差をかけてまで広域する必要はあるかということの説明会を、報告会ではない説明会をしていただきたいなと思っております。

そして、問題なのは、基本計画の策定委員会が7月26日に行われますので、どんどんこれが既成事実と決まっていく傾向にあります。でも、私たちは市民として、本当に子供たちが、今の子供たち、今産まれた子供たちが二十歳になるとき、今年成人式を迎えた人が40歳になるとき、このまちの人口は7,000人ぐらいになってしまうんですね。そのときに、その人たちが負担する額について、今、私たちが真剣に考える必要があると思うんですよ。

私たちは20年先、この世にいないかもしれないですし、その可能性は高いですが、しかし、今、そのことを真剣に考えるべきではないかと考えますので、ぜひ報告会ではなく、基本設計が決まる策定委員会が開かれる前にかんかんがくがくの議論を市民としていただいて、そして、最適な方法を導き出していただきたいと思います。

決まったから決まったからといって、予算を無限大に使って行って、この先どうなるかというのをもう一度考えるのが私たちの立場だと思いますので、説明会のほうをよろしくお願いしたいと思います。

それでは、西川議員が指摘されたごみの不法投棄問題なんですけれども、これはごみ袋の有料化と非常に深く関わっていると思うんですよ。それで、PDCA、なぜ、私は今回、初めてこれを調べた結果、可燃ごみの総量が他市町より多いということにびっくりしました。無料の市町より、私たちのほうが可燃ごみが多いということはどういうことかなって考えて、PDCA、もしこれをチェックして、私たちがチェック機能であるとするれば、ここでもう一度問題提起して、かんかんがくがくの議論を行い、ごみ袋の有料化が果たしていいのか悪いのかという話もぜひしたいと思いますので、その点について市長はどうお考えですか。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 事前の発言通告にはないような話でございますけれども、私が今答えられる範囲内でお答えさせていただきます。

確かに有料ゴミ袋化したということについては、要するに、ゴミを軽減させる、こういう目的でやっているというような状況でございます。ただ、毎年毎年増えているのか否かということについては、私の感覚としては、要するに有料ゴミ袋でもって、ゴミ量は軽減されていると認識をずっと持っております。ですから、やはりこの件については、有料ゴミ袋は、私は今現在では継続していきたいと。

ただ、ほかにもやっぱりいろいろ、ゴミの問題に関することと、それからやっぱり市民サービスに関すること、これはやっぱり両立して考えていかなきゃならないと思いますので、その辺も含めながら、今、これからゴミというものに対して、要するに、量だけの問題じゃなしに、ほかに、先ほど、昨日もおっしゃっていました廃棄物の話の中で不法投棄の話なんかございました。そういうことも含めて、やはりゴミと市民サービスということに対して、どう我々としては考えていくのか、その辺のことは私、十分考えていきたいと思っております。

だから、そういうことも含めて、基本的には、私は何度も申し上げておりますけれども、やはりもう一度、尾鷲市の市民憲章第1章、緑豊かなまちを本当にきれいにしていこう、これをベースにして、我々はどうしていかなきゃならないか、それは一番ターゲットになるのは、私はゴミということを考えていきながら、いろいろこれに対する対処策ということも今後考えていきたいと、このように考えております。

議長（小川公明議員） 8番、中村議員。

8番（中村レイ議員） そうなんですよ、市長。私も、これが、調べるまで、実は有料ゴミ袋によるゴミ量は1人当たり600グラムで、200グラムも少ないと信じ切っておりましたので、すごく胸を張って、さすがゴミ有料にするとゴミ量は減っていくんやと信じ込んでいたら、何のことはない、持込みゴミと産業可燃ゴミを合わせると、無料の市町より平均で多くなってしまうという現実、そして、今、市長がおっしゃっていただいた、ゴミに関して、市民サービスと一緒にゴミの有料化といろいろな問題を、その観点からも住民に対する説明会をしていただいて、そのとき、けんけんがくがくでみんなで、ゴミについても話をさせていただいたらありがたいと思うので、よろしくお願いします。

それでは、内山議員が質問されていたんですけれども、まちづくり委員会をコミセン単位でつくるなら市としても応援するとおっしゃっていただきました。

その尾鷲市の応援として、市長がおっしゃっていただいた美化活動のように、同じように、市職員もコミセン単位で開かれるまちづくりに参加していただけたらうれしいんですけれども、どうお考えですか。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、まちづくり協議会、これの私は定義づけをはっきりしておきたいと思っているんですよ、まず。だから、今何度も申し上げております、この前も、昨日も申し上げましたように、まずやはり市民全体としてまちをどうしていくのかということは、第7次の総合計画でいろいろ話し合いながら、都市マスタープランでもいろいろ話しながら、集大成したのがあります。あとは、具体的にそれをどうやっていくのかということが、この5年間に課せられた基本計画の中身なんですよ。

それをやっていくために、どーんと構えてやるんじゃなしに、それぞれそれぞれのテーマで、それぞれ、特に、だから、昨日申し上げましたように、コミュニティセンター、すなわち出張所管内にはきちんとした区というのがあるわけなんだ。小さな団体の中でいろいろやっていただいて、そのときに、市の職員が必要であればいつでも行かせますよ。だから、変に誤解しないでくださいね、変に誤解しないでくださいよ。だから、条件付の話を私は申し上げているんですから。あなた方が現状触れるところしますから、それだけはよろしくお願いします。

議長（小川公明議員） 8番、中村議員。

8番（中村レイ議員） 市長、私、大きく言っていない。コミュニティセンター単位のってちゃんと前置きをしていますので、話を大きくしていないので。ありがとうございます。それをぜひ市職員の方と一緒にそれをしていきたいというのがコミセン単位のお話ですので、ありがとうございます。

それでは、三鬼議員から提案のあった防災タワーについて、少しお伺いしたいんですけれども、先日、錦町に行ってまいりました。既に24メートルの避難タワーが約1億4,000万で建てられておりました。尾鷲においても、人口密集地に最優先に建てるべきではないかと思うんですけれども、市長はどのように考えられますか。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） この質問の内容についても、要は発言通告書には記載されておりません。本来だったら答える必要もないと思っています。ただ、ただ言えますことは、今まで三鬼議員、いろんな方々が防災について、今回、非常に御質問が

多かった、それは議員の方々皆さんが本当に防災、減災というものに対して、非常に心配されて、一方では憂いていらっしゃるような、そういう感じがしますの
で言いますけれども。

まず、施設の避難施設、場所ですか、津波避難施設、場所というようなことで
私は大きなくくりでやっているんですけども、それをやるために、ただ単にハ
ードだけを考えるんじゃなしに、やっぱり僕はソフトを考えていかなきゃならな
いと思います。そういうことも含めて、もっとやっぱり、その辺のところを議論
しながら考えていかなきゃならない。

ですから、三鬼議員のほうにお答えしたのは、ただ、そういうことも含めなが
ら、すぐに津波が来たら逃げられない、そういう方々もたくさんいるんですよ、
また、逃げ遅れた方もいらっしゃるでしょう。そういうためには、要するに、津
波避難施設というのは必要ですねと。ですから、それに対しては、担当課のほう
に、これについて十分、財政のことも検討していきながら十分考えて、答えを持
ってこいという話はしました。

ただ、はっきり言えることは、やるやらんというような話じゃなしに、もっと
もっとやっぱり周りの人たちをどういうふうな形で、要するに、私が言うのは、
手を差し伸べながら、みんなでやっぱり、津波が起きても逃げるが勝ち、それで
もって犠牲者は1人も出さない、これが尾鷲市のモットーなんですよね。そうい
う形でいくためには、広く、やっぱりこの問題については考えていかなきゃなら
ない。

しかし、ただ言えることは、時間軸ということもやっぱり考えていかなきゃな
らない、こういうふうに思っております。

議長（小川公明議員） 中村議員、発言通告書に沿って質問してください。

8番（中村レイ議員） 私、防災についてお伺いするということは通告していますし、
何も数字の細かいことを一切聞いていませんので、これを通告以外と言われるの
は非常に心外ですので、続けさせていただきたいんですけども、駄目ですか。

議長（小川公明議員） 執行部がおおよそ答弁ができる、準備ができる内容が必要と
いうふうに会議規則で決まっておりますので。

質問は許可します。

8番（中村レイ議員） 今の回答で十分なんですけど。

議長（小川公明議員） 市長、答えられましたので、できる限り通告に従ってやっ
てください。

8 番（中村レイ議員） いや、通告どおり、防災について質問したいと思います。

それでは、仲議員から提案があったまちづくりビジョンに基づく港まちづくり、大型船の接岸可能な港湾改修について、産業基盤の第一歩と思いますが、議員も指摘されていたように、有事、すなわち防災及び災害発生時の観点からも、大型船が接岸できる耐震岸壁が必要と思われませんが、市長はそれについてどのようにお考えですか。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） これも何て答えたらいいんですかと思うんですけど、ないんですよ、発言通告書に。

ただ、前答えましたので、仲議員のときにある程度のことは答えましたので申し上げますけれども、まず、今回の港まちづくりビジョンの中で、要するに、どういう機能を生かしながら、尾鷲港町というものを復活させるかというような話なんです。その中で、まず物流という部分をしなきゃならないな、そして観光というのものもある、もう一つは防災なんですね。一方では、やはり漁業というのものも同時に、やっぱり、これを港湾計画の中でどう進めていくのか、これが基本的な方向でございます。

ですから、そういう形の中で、防災という観点、あるいは大型客船というような、そういうクルーズ船とかというような問題については、当然観光にも考えておりますし、私はやっぱり、全て港が発展し、そして、にぎわいのある尾鷲港を復活させるためにどういうことをすればいいのか、それは具体的には、要は構想の段階で、その構想をいかにして具体的にしていくかということをおと。

ですから、さっき言われたように、そういう大型客船とか、そういう大型船が来るということについては、まずはやっぱり来ていただきたいと。しかし、いろんな条件があるから、それをクリアしなきゃならないねというような話でございます。

議長（小川公明議員） 8 番、中村議員。

8 番（中村レイ議員） ということは、大型船、それから防災に関して、接岸できるような岸壁の整備も市長は考えていついていただけるといふふうに理解したらよろしいですか。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） この件については、私の思いで、構想の中にはあります。やり

たいなど。ただ、やっぱりいろんな条件がありますから、ただ、今、港まちづくりビジョンというのがスタートしたんだから、それを、何度も言いますが、ビジョンがビジョンで終わるんじゃなしに、具体的にどういうふうにして持っていくかということが、これからのスタートです。

議長（小川公明議員） 8番、中村議員。

8番（中村レイ議員） ありがとうございます。すごいビジョンが大事だと思うんですよ。それでそれを、まず市民にどのような尾鷲をつくっていくかというのを、市長自らが先頭に立って、図示して、できたら示していただいて、それをやっぱりみんなで話をしてというところを、今後もぜひ行っていただきたいと思います。

コロナで議員懇談会、市民との話もなかなかされることがなく、なかなかそういう機会というのがないんですけれども、市長のほうから、そういう積極的に市民に対する、いろいろな市長の思いとか、ビジョンとか、そんなのを出していただけたらありがたいと思うんです。

それで、いろいろな意味での説明会というのか、市民とのいろいろなことについての話合いをもっとしていただけたらありがたいと思うんですけれども、その件に関してはどうお考えでしょうか。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 今までやっていないんですか。今年はやっていると思いますよ。ですから、年に1回、あるいは2回ぐらい、市長市民懇談会というような話の中で、昨年の11月も十何か所回ってやったり、いろんなことをやっています。現在やっているじゃないですか。それを、何で皆さん方、新たにそういうことをやると。だから、昨日も質問がありましたように、既存のものをいかにして活性化していくかというようなことを私はまず第一にやりたいと。

ですから、市長市民懇談会というのは、まだちょっと日にちは決まっておりますけれども、私はそういうことを通じながら、これはあくまでも私の思いですので、要するに、正直言って、市民の皆さんにもやっぱり夢を与えたいと思います。ただ、やっぱり実現をある程度可能だというような段階できちんとやっていかないと、夢ばかり言っておったってしゃあないと、今尾鷲市は動いているんですから。

そういうことも含めながら、私は市長市民懇談会は継続していけたら。ほかにもやっぱりいろいろあります。例えば区長会とか、婦人会とか、老人会とか、いろいろ参画させていただいている。自治会もそうです、自主防災会もそうです。

いろんな形でやっていますから、そういう形の中で、きちんと私の考え、そして皆さん方の御意見も十分聞いておりますので、それ以上していると私、体もぢませんよということでございます。

議長（小川公明議員） 8番、中村議員。

8番（中村レイ議員） 市民懇談会については市長の言われるとおりで思いうんですよ。でも、懇談会と説明会はまた全然別のものであり、また報告会も別ですので、できれば、何々についての説明会みたいなことをしていただければありがたいなと思いますけれども、いかがですか。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 私は、本当に、皆さん方、説明会と報告会、あるいは懇談会とは違うんだって、言葉は違いますよ、言葉は。やり方もどうか、あなた方が思われるようなやり方もあるんですよ。私は、要するに、市長市民懇談会にしても、いろんな報告会にしても、きちんと説明をして、それでもって、集まっていた市民の皆さん方の御意見を聞きながらやっている。中身は一緒なんですよ。あなた方がおっしゃっている説明会、我々の報告会、あるいは懇談会、言葉は違えども中身は一緒なんですよ。私はそういうふうにして認識しておりますので。

ですから、議員が尾鷲市民向けの、要は広域ごみ処理施設に関する説明会を是非でもやっていただきたい、それはテーマは何なんですか、そういうことがきちんとなって、本当に尾鷲市民の方々に、それは説明会とおっしゃっているんですから、説明会をやりましょうと、いつになるか分からない。基本的な考え方は私はそういうふうに思っていますので、報告会は報告しかやるものじゃない、報告をしたら、きちんと答えを返して、御意見もいただきながら、それをこちらで検討しながら具体的に進める、懇談会もそうです。

そういう形の中で、市長市民懇談会の中で、市民の皆さんからいろんな話を聞くのが、その中で具現化できるものについては具現化をやっておりますし、検討させている部分については検討しておく、これはちょっと当分無理ですよということをはっきり申し上げる、そういう形の中で、お互いに意見交換をしながら、そういう会合を開かせていただいております、それを御認識いただきたいと、このように思っております。

議長（小川公明議員） 8番、中村議員。

8番（中村レイ議員） 基本計画策定委員会というものが開かれて、そこで決まったことに対して、市民の意見が反映されないということは非常に尾鷲市民にとって

不利ではないかと考えるんですよ。それで、市長は今、いつでも時期は関係ないとおっしゃいましたけれども、決まった後に説明をしたとしても、それが意見が反映されない場合、それは報告会でしかないんです。

ですから、市民の意見が反映されるように、基本計画の策定委員会が開かれる前に説明会を開いていただいて、市民の意見を吸い上げた、その代表がその場で策定の計画を練るということが、議会制民主主義として非常に大事な行為ではないかと思っておりますので、ぜひ基本計画策定委員会の前に、一度市民に説明会を開いていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、基本計画策定委員会、これについては広域ごみ処理施設、要するに、東紀州環境施設組合の案件でございます。私からどうのこうの言うんじゃないしに。ただ、その中で決まったことについては、東紀州環境施設組合の事務局のほうから、決まったこと、今こういうふうに動いていますよ、ここまではこういうふうにしていますよというような話はホームページ等々で流させていただいております。

その中で、私は、基本的に議論をするためには、やはり絶対に素案が必要だと思っております。何でもいからこれについて意見を言うっていても、本当に收拾がつかなくなってくる。ただ、ある程度の素案がまとまって、皆さん方に、今こういう考え方でいるんですけれども、どうでしょうかねという、これが一般論だと思います。

ですから、これを要するに、いろいろ策定委員会前にどうのこうの言うておりますけど、素案が8月ぐらいにできますよと。それを基にして説明会を開きましょう。尾鷲市の関係がある部分についてはまた説明会が必要とあればやりましょうと言っているんです。最終的に決まるのは12月中なんですね。12月に決まった中で、順序はこれで行きましょうということでもって、その部分で説明会をやると。

当然、そういうことについてはいろんな計画はあります。当然のことながら、パブリックコメントを募集したり、その結果を見て、最終的に基本計画が策定されるというのが、そういうことを踏まえた中で、今年度中になるというような予定で組んでいるわけですから。

だから、議員がおっしゃるように、要するに市民の皆さん、いろんな方々から御意見を聞くのはいいんですけれども、まずやっぱり素案的な、考え方なり素案

というものをきちんと決めて、その中で議論をしていかないととまりません。
これは私の持論です。

議長（小川公明議員） 8番、中村議員。

8番（中村レイ議員） 基本計画の策定委員には、尾鷲市からも出席されておられますので、尾鷲市としての市民としての意見というのは、策定委員会の委員の方に発表していただける機会があります。それと、今、市長が言われたんですけど、平成29年12月27日の環境課の会議において、当時の藤吉副市長が発表後の意見はパブリックコメントと言わないと言われているように、基本計画が決まってから市民説明会を開くのは順序としてはやはりおかしいです。

基本計画の策定前に尾鷲市民に対して、今ある情報で十分ですので、まず説明会を開いていただいて、そして、基本設計の策定委員として市民の方からも出ていっておられますし、環境課長も出ていっておられます。ですから、市民の意見が、そのときに発言していただけるような機会というのを持つことこそが大事と思うのです。

ですから、再度、お願い申し上げます。7月26日の基本計画策定委員会開始前に、ぜひ市民説明会を開催していただきたいと思います。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

議長（小川公明議員） 答弁はよろしいですか。

8番（中村レイ議員） 結構です。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほどいろいろ、この説明会についていろいろあれしますけれども、何度も申し上げますように、素案をベースにしながら説明会を開いているんな御意見を聞くと、これが通常であると思います。私はあると思いますので、そういう形で進ませていただきたい。

2回目についても、基本計画案が、そういう素案を基にして、11月かそれぐらいに決まりますので、その後、その意見も聞きながら、パブリックコメントを募集しながら、最終的に2月か何かに決めたいと、こういう計画でありますので、この計画どおり私は進めていきたいと、このように考えております。尾鷲市としての。根本にはこれで決まっているんだから、ごちゃごちゃごちゃごちゃ言わんといてくださいよ。

議長（小川公明議員） 8番、中村議員。

8番（中村レイ議員） それでは、素案が決まった後、市民説明会が行われて、その

素案が変更可能ということをおっしゃられたということで理解してよろしいですね。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 質問が終わったときにまたどんどんどん延ばすのはあれなんですけど、要するに、あくまでも素案ですから、素案について、市民説明会、あるいは5市町の住民説明会をして、皆さん方から御意見を募って、それを修正しながら基本計画案に持っていくと。基本計画案に持っていきながら、これで基本計画案を出しますよ、パブリックコメントをいただきながら、これで、最終的に2月ぐらいに決めると、これが要するに計画ですから、私はこれは絶対間違いないと。議員が何とおっしゃるようでもこれで進めます。当然の話でございます。

議長（小川公明議員） ここで休憩をいたします。再開は11時20分からいたします。

〔休憩 午前11時08分〕

〔再開 午前11時19分〕

議長（小川公明議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、5番、村田幸隆議員。

〔5番（村田幸隆議員）登壇〕

5番（村田幸隆議員） 今定例会最後の質問ということでございますけれども、中村さんがさっきの質問で市長を変に怒らせましたので、やりにくくてしょうがないですね。番茶を出ばなというお話がありますけれども、その反面、二番煎じ、三番煎じという言葉もあります。私は、一昨日からの質問で、私の防災という題につきましては、それぞれ各議員から質問をされておまして、二番煎じというよりも出がらしという感じでございますけれども、この出がらしを少しでも市長に飲んでいただけるように、味をつけながら、興奮しないでひとつやっていきたいと思っております。

それでは、質問に入ります。防災についてお尋ねをいたします。

特に、私は令和3年7月6日に同時多発災害時対応について質問をいたしました。この件に関連いたしまして災害避難時についてをお聞きいたしたいと思っております。

まず、同時多発災害時対応について、市長は昨年7月の答弁にて、ウイルス対策に迫られているときに、大地震、大災害に見舞われたときの対応について懸念をしておると示され、昨今の状況下での様々において、対応はしておるものの、

十分ではないという認識でありました。その上に立って、内容、質の異なる災害が重複した対策は構築しておくべきと言われ、重複災害時での取組は皆無であると同時に、当時の現況について認めており、実施できるところは実施をして、体制を整えていくと申されておりました。その後、約1年経過をしましたが、現況についてお聞きをいたします。

また、具体的な取組の中で、万が一、新型コロナウイルスの感染が疑わしい人々の避難については、個別の部屋に避難してもらう等のゾーン分けを行い、感染を防ぐと言われておりますが、やや下火になったとはいえ、まだまだ終息には程遠く、現在も市内でちょこちょこ感染者が出ており、しかも若年層で発症者が多く、複雑になりつつある状況下でのウイルス感染者と一般の避難民とのゾーン分けのシミュレーションは行いましたでしょうか。また、その結果、現在の体制構築はどうなっておるかもお聞きをいたしたいと思います。

次に、理論上最大クラスの南海トラフ地震において、避難所での避難者数は、平成26年、三重県より公表した数が約1万1,000人という想定であり、それに比べると、多少、避難所収容許容数不足が見込まれると言われておりましたけれども、実際は1万1,000人を上回ると考えられ、最大公約数ではさらに上回る可能性があり、現況はどうであるかもお示しをいただきたいと思います。

次に、令和3年の一般質問答弁の中で、実施できる対策は必ず実施をし、万全を期していくと何回も申されている割には、なかなかその様子が見えてこない状況ではありますが、取組実績を数字を持って答弁していただきたいが、達成度の具体的な数値をお示しいただきたいと思います。

また、災害には様々ある中で、あらゆることを想定して対策構築されているのであれば、それぞれ、それらについてもお示しをいただきたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。

議長（小川公明議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、村田議員の御質問にお答えいたします。

きちんとした発言通告書に基づいて、我々も考える時間、あるいは整理する時間がいただけましたので、お答えできる範囲できちんとやらせていただきたいと。非常に冷静でございます、そういう場合には。

まず、重複災害なのか重複災害なのか、一応、議員のほうから重複災害ということをおっしゃっていただきましたので、重複災害で一応お話しさせていただきます。

まず、重複災害対策の体制の現状といたしましては、新型コロナウイルス感染症が流行する中で、風水害や地震・津波災害に見舞われた場合の対応については、まずは国、県からの通知を踏まえまして、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について取り組んでいるところでございます。

対応のポイントといたしましては、新型コロナウイルス感染症を恐れて避難を必要とする人が避難しないことをまず防ぐ、あるいは避難所以外の避難場所を検討、確保してもらうことで避難所が密集することを防ぐことであり、このことを念頭に体制を整えております。

主要な事項といたしまして、一応、私ども、四つの点、一点一点まとめました。

4点でございますけれども、1点目は、市民の皆様には、密集、密接を防止するために、親類や知人の家、近所の安全なところなど、避難所以外の安全な場所が確保できる場合は安全な場所に避難することをエリアワンセグや市ホームページで周知を徹底して努めているところでございます。2点目といたしましては、避難所における密集、密接を緩和するために、避難所1人当たりの面積を3平米から6平米に広げました。そういう広げた上で、収容人員を換算し、収容人数を減らしております。3点目といたしましては、避難所に感染を予防するためのゾーンを設け、感染症状を有する人たちとのゾーン分けを行うこととしております。4点目といたしましては、避難所が収容人員を超える場合には避難所の増設を行うこととしております。当然のことでございますが、避難所におきましても、手指消毒やマスクの着用などの新しい生活様式を心がけた行動が基本であります。

次に、先ほど申しました主要事項の3点目、避難所ゾーンの避難所のゾーン分けについてであります。

各地区の開設する避難所ごとに、感染を予防するための部屋を決めており、発熱などの症状を有する人を確認した場合には、その部屋へ避難させて、その後については、災害対策本部や保健所と連絡を取り合いながら対応することとなっております。また、トイレなどの共有スペースにつきましては、ドアノブなど共有部分の消毒も定期的に行うこととしております。

このような対応が必要であることから、開設する避難所ごとに非接触型体温計や手指消毒薬、マスクやフェースシールド等の感染症対策用備蓄品を配置しており、また、避難所ごとに担当職員を定め、対応マニュアルに基づき、対応の仕方について指導をしているというところでございます。

なお、議員が御懸念されております重複災害に該当するような事例はこれまで

発生しておりませんが、常にこういうケースを想定しながら対応してまいりたいと、このように考えております。

次に、3番目に避難所での不足分はどうするのか、想定1万1,000超への対応についてであります。

理論上最大クラスの南海トラフ地震の場合につきましては、津波災害の指定避難所は60か所、延べ床面積が5万平米余りで、密集、密接を緩和するためには、1人当たりの面積を、先ほど申しましたように6平米として収容人数を換算すると8,000人余りでございます。したがって、3,000人程度の避難所の不足が見込まれております。

避難所不足の解消に向けた取組として、主要な事項の1点目のとおり、できるだけそういう可能な方については、親類や知人の家、あるいは近所の安全なところなど、避難所以外の安全な場所が確保できる場合は安全な場所に避難していただきたく、これにつきましても、エリアワンセグ、あるいは市ホームページで周知に努めております。

次の4番目の、重複災害の取組についての具体的な数値であります。これが回答になるかどうか分かりませんが、非常にこれにつきましては、国、県の通知を踏まえて取組を進めている中で、具体的な数値をお示しすることは非常に難しいところでございます。しかしながら、コロナ禍における避難所の対策は備蓄品の配備や対応する職員の指導、市民の皆様の協力をお願い等の対策を実施しており、できる対策は行っておりますので、御理解いただきたいと思います。

そして、最後の様々な災害、どのような災害を想定し、対策を講じているのかについてであります。

大変非常に大きな課題でございます。新型コロナウイルス感染症が流行する中で、風水害や地震・津波災害に見舞われた場合の対応につきましては、体制をまずやっぱり構築しておりますので、この体制を基本として臨機応変な対応を行っております。

なお、本年度からスタートしました第7次総合計画におきましては、尾鷲市国土強靱化地域計画を最上位に位置づけ、その基本目標を四つ掲げております。人命の保護、そして、本市並びに社会の重要な機能の維持、市民の財産、公共施設に係る被害の最小化、そして迅速な復旧復興、こういう四つの目標を基本に、本年度からさらに加速させ、行ってまいります。

具体的施策につきましては、現在行っていますのが、中央公民館の耐震設計、あるいは津波避難施設の検討、あるいは避難路整備の検証など、担当課に指示いたしております。

以上、壇上からの回答とさせていただきます。

議長（小川公明議員） 5番、村田議員。

5番（村田幸隆議員） 今、様々においてお答えをいただきました。

まず多重災害対策の体制ということでお答えをいただきましたけれども、これは親戚等の安全な場所へまず移していく、それから避難所を3平米から6平米に広げて、その収容人員を減らしていくと、それからゾーンを分ける、それから増設をしていくと、4点お答えをいただきましたけれども、これ、この4点を挙げたけれども、本当にこれでやっていけるのかなと。3平米を6平米にするとかということは簡単でありますけれども、親戚のうちへ行く安全な場所、これも可能でしょう。しかし、ゾーンを分ける、それから増設をしていくということについては、よっぽど綿密に計画を練っていないとなかなかできないものだと私は思っております。

ですから、冒頭、市長は国、県からの通知により対応していくということでありましてけれども、これ、本当に体制が整っているのかなという感じがしてなりません。ですから、この辺について再度お答えをいただきたい。

それから、3平米、6平米に広げということでもありますけれども、これは密集を避けるということでもありますけれども、細菌対策、いわゆるコロナ対策で3平米を6平米にしても何も意味ないですよ。これ、きちっとした箱のような状態で、密室にして3平米、6平米ということでしたら、それは分かりますけれども、一つの体育館のような大きな建物の中で、3平米、6平米、これは空間を広げるだけの話で、細菌は空からも、上から飛んでくるんですよ。下からばかり細菌がうつるんじゃない。ですから、そういった意味からすると、この多重災害ということについて、本当に対応できているのかな、真剣にしておるのかなという感じがいたします。

それから、ゾーン分けのシミュレーション、これも本当にやっていただいておりますのかなと思いますけれども、これ、本当にシミュレーションしておるのかな。消毒やいろんな温度計とか、マニュアルに基づく対策をしていくと答えられておりますけれども、そう言われて、今マニュアルを見たんですけれども、この尾鷲市避難所運営マニュアル、災害時の避難所運営の手引で、これは重複した災害の

ときの対応策のマニュアルじゃないですよ。

ですから、私が申し上げたのは1年前ですから、1年前から今までたっているうちに、そういうことを真剣に考えてきていただいているのであれば、当然、これの改訂版というものがつくられていなければ、私はいけないと思うんですよ。

今、ここに尾鷲市の地域の防災計画、これも持ってきております。これらに基づいて、尾鷲市の避難所運営マニュアルをつくられておるんでしょうけれども、全くこれにはそういったものは入っていない。言葉で市長は答えられても、実際、こういったマニュアルさえ書かれていないということについては、私にはわかに信じにくいということを申し上げておきたいと思っておりますので、これについて市長の御見解をお聞きしたいと思えますし、それから取組達成度の、これは難しいということでもありますけれども、であるならば、いろんなことをやっておるというのであるならば、市長と、申し訳ないが、課長の大体の感覚で、このぐらいしているんじゃないかなということぐらいはお示しをいただいてもいいんじゃないかなと思えます。

それから、様々な災害に対応構築、この重複災害パターン、臨機応変な対応をしていくといっても、なかなかそうはできないですよ。このマニュアルにも書いてありますけれども、これ、運営の事前準備等々、いろんなことが書かれておりますけれども、本当にこれ、やっているかどうか、重複パターンについて書いていないものができているはずがないんですよ。この中には、今、その中で申されたことは、人命の保護とか、市の機能回復、それから財産を守ることとか、それから復興のことということをおっしゃったけれども、確かにこれ、復興のことも、地域防災計画に基づいて書かれております。人命の保護も書かれております。しかし、私が再三再四申し上げておる細菌等の重複といいますか、そういった重なった場合にどう対応していくかということについては、全く今答えになっていないように思うんですが、私の思い違いでしょうか。市長、再度答弁を求めたいと思えます。

議長（小川公明議員） 防災危機管理課長。

防災危機管理課長（尾上廣宣君） まず、コロナ感染者を含めた運営マニュアルにつきましては改訂しております、今手元にないんですけれども、コロナ感染者が発生しました避難所で生活していただくというものにつきましては改訂済みでございます。

議長（小川公明議員） 5番、村田議員。

5 番（村田幸隆議員） もうできているんですか。できているのであれば、なぜ私がこのことを質問するということが分かっていながら、資料を持ってこないんですか。私の手元にはこれ、持ってきましたけれども、自分で持ってきたんですけどね。当然、こういう質問を、私は要旨をきちっと伝えてあるんですから、今こうあるんですよとやるのが普通でしょう、それが。ちょっとこの対応はおかしいです、議長。こんな対応のやり方をされて一般質問なんかできないよ、これ。ふざけるんじゃないよ。マニュアルができているんなら今出しなさいよ。

議長（小川公明議員） 防災危機管理課長。

防災危機管理課長（尾上廣宣君） 大変申し訳ありませんでした。マニュアルにつきましては尾鷲保健所等と協力の上でつくっておきまして、それを資料としてお渡しするのをちょっと失念しておりました。申し訳ありませんでした。

議長（小川公明議員） 5 番、村田議員。

5 番（村田幸隆議員） ちょっと落ち着きましょう。

マニュアルがあるんなら早急に出してください。そういうマニュアルがあるんだったら、今度の委員会でもやっぱり各議員さんに、こういうものをつくったんですよということは速やかにお知らせをしなきゃ駄目ですよ。じゃないと私、今聞くまでそんなものがあると知らなかったですよ。それがあんだったら、それを読んでまた一般質問を行いますけれども、全然それを想定していない。こんな答弁の在り方というの私は承知できませんね。これまた、場合によっては議長のほうから議会運営委員会に、議会の答弁の在り方というものでやっぱり諮問をしていただきたいと思います。

今、お答えをしたことで、私が質問したことで、1 回目の質問に対して、市長、再度お答えをいただきたいんですけれども、よろしいですか。

もう一回言いましょう。多重災害の体制等について、3 平米から6 平米とかいうのはこれは確かに密を防ぐためですけれども、これは旧態依然として、やっぱり通常の避難所の対応ですよ。ですから、今、マニュアルがあると言われましたけれども、だしたら、そのようにお答えをしていただくのが普通じゃないかなと思うんですけれども、市長はこういうお答えをしてこっちがあると言われると、本当にあるんかいなという気がしますから、再度その辺のところをお答えいただきたい。あるならあるで市長からお答えをいただきたいと思います。

それから、取組について、達成度、この具体的な数値は難しいということですが、けれども、であるならば、一生懸命やられておることはよく分かっているんです。

そうであるならば、市長と課長の大体このぐらいですよということをやっぱりお示しいただきたいということを行いました。

それから、臨機応変な対応をしていくと答えられましたけれども、これ、人命の保護とか、市の機能回復とか、それから財産を守るとか、そういうものを言われましたけれども、これ、本当にきちっとされておるんですか。これが重複災害パターンに当てはまるんですかということ聞いたけど、そのお答えもない。

それから、一番初めに言わせていただいた、可能なものと可能でないものがありますから、これ、幾らやってもこの対応にはなっていないということもありますから、その辺はいかがなんですか。本当にシミュレーションはやっておられるんですかということをお聞きしたんです。再度お答えいただきたいと思います。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず最初の避難所における3平米から6平米、これは一つの大きな基準であり、密集、密接、こういったものを緩和するがために一つの基準にのっとり、要するに、1人当たりの面積というのを倍にしたと。それでいろいろと、そうしたことによってどういう効果が表れるのか、いやいやこれは不十分だよということについては、これについてはまだ現場のほうからそういう報告は聞いておりませんので、要するに、シミュレーションしているのかどうかということについては私からお答えすることは、誠に恐縮なんですけれども、できないと。

だから、きちんと、そういう形の中で、もう一つ、それをどういうふうな形でシミュレーションするのか、それが、大変失礼なんですけど、冒頭申し上げましたように、今回そういう多重災害といいますか、重複災害というものが実際問題、起こっていないと、起こる前にきちんと起こっていないから、そのままマニュアルどおりやったのか、マニュアルだけのものにしたのか、シミュレーションもきちんとやっているか、恐らく後者ではないなという思いはあるんですけれども、その辺のところは担当課長からお答えさせていただきたいと思っております。

あとの数字について、重複災害に取り組むについての具体的な数値、この辺のところの意味合いが、私もあまり、正直申しまして理解に乏しいというところがございますけれども、ただ、そういう話の中で、今必要な感染症対策用備蓄品一覧とか、そういったものについてはきちんとできておりますし、一方、やはりそういう状況の中で、例えば毛布とか間仕切りとか、そういう簡易トイレとか、こういったものについても、きちんと一昨年の臨時交付金で購入したり、一応は整

っていると。整っているけれども、その具体的数値をばくっと言えといっても、ちょっと非常に、私のほうからはちょっと申し上げにくいというような状況でございます。

あと、いろんな形の中で、議員御指摘の状況があると思うんですけども、確かにこの1年間ずっと見ていた中で、正直言って、具体的に進んでいるものというのは、大体令和2年から令和3年にかけて、大体いろんなコロナが発生したときの対応、対策ということで、いろんな備品を用意したり、一つのマニュアルを、さっき言いましたように3メートルから6平米に変えたり、いろんなことはやっていました。しかし、やはりこれだけこういう多重災害並びに災害というものにもっともっとやっぱり意識してきちんとやっていくがためには、壇上で一番最後に申し上げましたように、要は、私自身は第7次総合計画をベースにしながら、どうやって基本計画を含めて、具体的にどうやっていくのかということをして令和4年度からスタートしたいということは何度も申し上げておるわけなんですけれども、特にその基本目標というものを四つに掲げながら、それをいかにしてブレークダウンしていきながら具体的に進めていくのかということについてはこれからきちんとやっていきたいと、このように考えております。

議長（小川公明議員） 5番、村田議員。

5番（村田幸隆議員） 私が聞きたいこととちょっとずれているように思うんですけども、これはこれでお互いの感覚ですからしようがないとしまして、避難マニュアルにも書いてありますけれども、やっぱり、先ほどから市長がまだそういったことが起こっていないということを言われますね。起こっていないことは確かなんですよ。しかし、これ、本当に起こるかも分からない、可能性は十分あるわけですから。ですから、私は申し上げておるんであって、現に、我々の今の現在の状況は通常の状況じゃないんですよね。今、この議場でもありますように、全員がマスクして会議をやらなければいけないような状況が、コロナで、収まりつつあると言ってもですよ。ですから、異常な事態なんですよ。

これで災害が起こるだけで、これは二重災害ということを十分言えるわけ。ですから、私はこれを心配している。絶対にこれ、起きますよ。いつ、今起きてもおかしくないという、東南海地震とか南海プレートを中心とした地震が、大地震、大津波が来たら、これは当然、皆さん、逃げるでしょう。逃げたらコロナの発生というものも十分考えられるでしょう。今、収まっているといえども、尾鷲でも1人、2人、ぼつぼつ出ておる状態ですから、それが避難して一堂に集まったら、

当然、発生をするということが考えられるんですよ。ですから、私はこの対応をしていただきたいということを強く申し上げておるんですけども、1年前に申し上げても、まだ分かっていたいておるのかどうか分かりませんが、十分にそれはやられていないということについては、大変私は憤りを感じます。

それはそれで、現在に至っておるわけですから、しようがありません。マニュアルの中にも書いてありますけれども、いろんなシミュレーション、あるいはいろんなことをやったら体制を定期的に確認しましょう、そういったようなこともいろいろ書かれておりますけれども、今冒頭で聞く限り、この避難マニュアルに基づいて本当に確実にやっておられるのか。やっておられるとしても、最後まできちっと、市の職員、あるいは尾鷲市がこれを確認しておるかということについては甚だ疑問ですね。そのことだけを申し上げておきたいと思います。

次に行きたいと思っておりますけれども、今、そこで、防災関係機関と協定は何件締結しておるんですか。

議長（小川公明議員） 防災危機管理課長。

防災危機管理課長（尾上廣宣君） お答えします。

現在、防災関係機関と84件の災害協定を締結しております。今後も関係機関との深い連携を目指し、有効的な協定を締結するよう、防災体制の強化に努めてまいります。

以上でございます。

議長（小川公明議員） 5番、村田議員。

5番（村田幸隆議員） 84件ですか。私の調査では92件あるんじゃないかなと思いますけれども、まず、他市町、町村との応援協定、これ、上北山をはじめとして9件、防災関係機関と民間での協定は62件、県関係との協定が17件で、それから令和4年度の締結予定が、民間が4件ということ……。今年やるのを含めていないということか。

議長（小川公明議員） 防災危機管理課長。

防災危機管理課長（尾上廣宣君） 私が今の御報告した部分は3年度までというのでしょうか、そこまでの分でございます。

議長（小川公明議員） 5番、村田議員。

5番（村田幸隆議員） よく分かりました。

そこで聞きたいと思うんですけども、用途ごとに分けて結んでおられるということでもありますけれども、それぞれの方々ともうシミュレーション、あるいは

会議等でいろいろ打合せをやっておるのか、状況をお聞きしたいと思います。

議長（小川公明議員） 防災危機管理課長。

防災危機管理課長（尾上廣宣君） 協定の用途等について御説明いたします。

自治体との相互応援協定が9件です。県が協定を締結し、市から要請できる災害応援協定が17件でございます。民間企業等との災害応援協定が58件で、合計、すみません、3年度末ですが、84件でございます。

なお、民間企業等との協定の内訳としましては、一時避難場所及び収容避難所、福祉避難所や物資拠点としての施設利用に関しての協定が15件、LPガスや石油類燃料の供給、非常物資、資機材等の提供に関する協定が11件、災害時における応援復旧活動、医療救護活動に関する協定が15件、その他、情報共有や映像の提供などの情報収集及び情報連携に係る協定が17件でございます。

以上でございます。

議長（小川公明議員） 5番、村田議員。

5番（村田幸隆議員） それは数をもう分かっておるんですよ。ですから、そういった協定を結ばれたところと定期的に打合せとか、シミュレーションを行っているんですかということをお聞きしているんです。

議長（小川公明議員） 防災危機管理課長。

防災危機管理課長（尾上廣宣君） 協定を結んでいただいた団体を含めて、尾鷲市で行います防災訓練等に参加していただいたりして、シミュレーションを行っているところでございます。

議長（小川公明議員） 5番、村田議員。

5番（村田幸隆議員） 次に行きたいと思います。

市長も先ほど来から申されておりますし、これはどこの地域へ行っても言われるんですけれども、地震、津波等が来たら、まず逃げようということをおっしゃいますよね。基本はどの地域でも逃げるが勝ちということでありまして、尾鷲市のような少子高齢化が進んでおって、しかも、こういった地形だったら、これは逃げるのが一番なんですよね。ですから、逃げるのが一番でありますけれども、しかし、問題は、自助、共助、公助ということがよく使われますけれども、自助、いわゆる自分で逃げる、自分で自分を助けていくということがどこまでできるのかなということについては、私はもう少し考えなければいけないんじゃないかなと思うんです。

というのは、健常者が逃げるということは、それは全部逃げますよ。だけれど

も、中には足の悪い人とか、年寄りの方なんかはなかなかそうはいかないでしょう。そのときに共助なんていう言葉が使われるけれども、共助とて、自分自身が逃げるのになかなかできるものじゃないですよ、よっぽどのことじゃないと。ですから、基本的にはやっぱり自らの命を助けなさいということになるんですけれども、自分で逃げ切れない人にどう手当てをしていくのかというのは、公助でもって、やっぱりやっていかなければならないと思うんですね。

それには、やっぱり事前にその方とお話をして、いわゆる津波浸水域じゃないところに、先ほど市長も言われましたけれども、御親戚か何かがあったらそこに移住してくださいよとお願いをするか、どうしても嫌だと言ったら、そうですか、じゃ、勝手にしなさいというわけにいきませんからね。尾鷲市民の命を全部守らなきゃいけないんですから。

ですから、そういう対策を練るとか、空き家を見つけて、ここに、すみませんけれども、やっぱり移住してくださいと、そのためには市でこういうことをやっていきますよというようなことを申し出て、御本人を納得させて、あらかじめ浸水域じゃないところに避難をしていただいておりますとか、こういう手もやっぱり打っていないと、逃げるだけではなかなか難しいと思うんですよ。その辺のところはどうお考えですか。

議長（小川公明議員）　市長。

市長（加藤千速君）　議員のおっしゃることは非常に認識しております。

まず、基本的な考え方としましては、逃げるが勝ちなんですね。だから、この方々については、まず津波が来たら逃げるということを、要するに、これは自助の話なんですけれども、津波避難は自助が基本であるということを市民の皆さんに十分周知徹底しなきゃならない。大体、私は皆さん御存じだと思うんですけれども、そういうことで、そのための具体策として、防災講話とか防災訓練、こういったものを繰り返し繰り返し繰り返し周知を図っていかなきゃならない。これはもう大きな話だと思います。

訓練を行う場合に、私は、訓練を徹底的に、議員もよく分かっていると、私は常に言っているんですけれども、やっぱり頭と体を十分に使って、要するに、頭の中に染み込まなきゃならない、何かあったら逃げるんだって。そういうことをやっていかなきゃならない、これが基本なんですね。

ただ、おっしゃっていますように、お年を召した方で歩くのにしんどい方、あるいはいろんな方あります。そういった方への対応というのをどうするのかとい

うことも非常に重要な話です。それはだから、ハード面でどうするのか、ソフト面でどうするのか、いろんなことを、私は基本的にはやっぱり手を差し伸べながらいろんな話をする、まずそこからスタートしなきゃならないんじゃないかなど。

さっきおっしゃってましたよね。ちょっと気になる話なんですが、私は津波が来ても逃げへんのやということをおっしゃってましたよね。あれは、やはり私、言っている方の本心ではないと思っているんですよ。私は、こんなところに住んでいるから、私は津波が来ても逃げへん。手を差し伸べてほしいんだと僕は思っているんですよ。そこのところをどうやって、要するに、調整役的な公助をもって、どういうふうにして説き伏せるのかということが、そこもやっぱりソフト面で非常に重要な話であると。おっしゃるように、ハード面もいろんなことの、要するに、整備等々もやっていかなきゃならないとは思っております。

議長（小川公明議員）　ここで正午の時報のため中断いたします。

〔休憩　午前 11 時 59 分〕

〔再開　午後　0 時 00 分〕

議長（小川公明議員）　正午を過ぎましたが、会議を続行いたします。

5 番、村田議員。

5 番（村田幸隆議員）　今、市長が凶らずとも言われましたけれども、逃げたくないと言っている人も本心は逃げたいんだと思うと、誰かに助けてほしいんだと思うという言葉がありましたね。まさにそのとおりでと思うんですよ。であるならば、公助、公の力で、やっぱりさっき言ったような空き家を見つけて移住をしていたとか、御親戚の方に面倒を見てもらうようなことをやっていくとか、ただ単にそれをやるだけじゃなしに、その制度をつくりましょうよ、尾鷲市で。そういう方には、こういう公から手助けをしますよ、経費面でも。

そういったことを、その制度を、きちっとしたものに決めなくてもいいですけども、そういう制度をつくるような形で進めていかないとなかなか事は進んでいきませんから、さて、そこの制度をつくっていただけるのかどうかをお答えいただきたいと思いますし、それから、自主防災組織等で訓練をされておるということで、全くそのとおりなんです。

本当に、この間も新聞にも載っていましたが、我々の地域は我々で守るんだというようなことを書かれた新聞もありました。本当にこれには頭が下がります。しかし、この自主防災組織とて高齢化が顕著なんですよね。やるんだと言ってもなかなかそういうふうに行動ができないところもある。そういったところへの手

当て、あるいは公からの手を差し伸べるということができないか、これもやっぱり考える必要があるんですけども、それと二つ併せてお答えいただきたい。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） そういう方々、基本的な考え方、まずやっぱり第一の考え方は、津波が来たとしても、要するに、まず津波が来たら逃げるが勝ち、これが基本なんです。その津波が来たら逃げるが勝ち、要するに、前々からずっと尾鷲市のモットーとしている中で、そういうことをやりながら犠牲者ゼロにするということが、要するに、これが、モットーなんです。じゃ、その方向で進めるがためには何をしていくのかというような話につながってくると思うんですよね。

だから、一緒に訓練もそうですし、そういう今度は、要するに、マイナーの方々、少ない方々に対してどう対応していくのかということについては、その辺のところもやっぱり十分配慮していかなきゃならないと思います。制度そのものじゃなしに、まず具体的に何をやるんやねんということをもう一回洗い出しながら、いろんな話も聞いてですね。

例えば、これは可能かどうか分からないですけど、足の悪い人だったら、簡単な車椅子的なものをどーんと自分で動けるような形でやるとか、いろんな話ができると思うんだよ。だから、制度そのものじゃなしに、どういうことがやることによって、そういう方々が、要するに、「津波は、逃げるが勝ち！」だというような形の中で、自分で自助でやってもらうか、そのための公助だと私は思っているんです。だから、制度そのものについてはちょっとしばらく考えさせていただきたいと、そこの具体的な話をまず進めさせていただきたいと思っております。

議長（小川公明議員） 5番、村田議員。

5番（村田幸隆議員） 制度については考えていくということですから、お考えをいただくということで私は認識しておきたいと思いますが、まず、何をやるのかという言葉がありましたけれども、もう既に、市長、大変申し訳ないんですけども、私は1年前に申し上げておるわけですから、本当に行動しておるのであれば、その辺までも踏み込んでおるのが、通常で言ったら踏み込んでいると思うんですよ。まだ今からそのことをやらなければいけないということになれば、大変言葉がちょっときついかも分かりませんが、本当に尾鷲市は防災ということについて真剣に考えておるのかなという気がいたします。これは私の感想ですからお答えは要りません。本当にやっているのかな、どうかなと思います。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） おっしゃるとおり、この1年間それだけの進展はあまりないと思います。進展はしています、マイナスじゃないですけども、進展はしていますけど、目立ったことはしていないと私は思っています。

そういった中で、あまり大上段に構えるわけじゃないんですけども、やはり何といっても私は今回初めてつくらせてもらった第7次総合計画というものをきちんと、やっぱりそれを方針として出させていただいて、その中の、尾鷲市の国土強靱化、これをもう一度やっぱり表舞台に出していきながら、こういう防災、減災に対する対策というのはやっぱり力を入れていかなきゃならないと。これは、要するに、肝に銘じてやっていかなきゃならない。要するに、第7次総合計画と本当に同じ最上位の中の、尾鷲市国土強靱化、これはやっていかなきゃならないと思います。それは腹に決めていますよ。

議長（小川公明議員） 5番、村田議員。

5番（村田幸隆議員） 第7次総合計画に入れる前の、やっぱり安全対策であり、国土強靱化も含めた、あるいは防災・減災事業債、こういったものを利用して、地域の安全、あるいは地域の防護というものを高めていくというのが、これがまず第一歩でしょう。ですから、今そのことで市長、ちょっと大上段に構えるんじゃないかと言われても、構えてもらっても結構ですよ、やりましょう、それなら。私はけんかを売っておるんじゃないですよ。そういう答弁というのはないんじゃないですか。やっぱり現実にやっていないじゃないですか。だから、私は言っているんですよ。

マイナスじゃないということは分かっていますよ。コロナ禍でもあるし、そして市長は本当にこの厳しい尾鷲市の状況を、財源を復興させてきた、非常に功績を残してきた。その苦労の中でこれもやれというのは無理なんかなという気もいたします。しかし、お金が幾らあっても、命がなかったら何もならないんですよ。ですから、私はあえてここで、あえてですよ、申し上げておるので、その辺のところは、やっぱりもう少し市長、冷静に捉えていただきたいと思いますよ。

それから、次に進めていきたいと思います。市長の気持ちも分かりますけどね。

それから、逃げるが勝ちで、逃げるんだったら、やっぱりその人の意識、先ほど申されたように、意識を徹底しなければいけない。それで、危機感を持たせなければいけない。そのためには、啓蒙、啓発が大切であるということですからずっとやられております。しかし、この1年間は、先ほど申し上げたように、コロナ禍でなかなか、消防団にしても、いろんな方にしても、そういう活動ができなかった

状況もあるんですよ。しかし、その中でも、災害は待ってくれませんかから、できるだけそういう行動を起こしていただきたい。地域の人に、せつかく防災の組織がそういうふうに頑張っておられるんですから、防災の方々とも、もっともっと私は綿密に打合せをして、市もやりましょうということでやっていく姿勢を見せていただきたいということを強く望んでおきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、次に行きますけれども、この逃げるが勝ちで、どうしても逃げ遅れた人は、やっぱり一時避難場所に行かなければいけない。一時避難場所といっても、これ、見る限り、尾鷲市には避難タワーが一基もないんですね。財源の関係もあるからしようがありませんけれども、その中で、個人のビルとか、そういったところでお願ひをしておるところが、これ、避難所の提供は14件、一時避難所の提供は5件しかないんです、たった5件。いろんなビルがありますけれども、それで逃げ遅れた方を収容できるのかな、果たしてどうなんだろう。

そういう意味からすると、その財源がやっと復興しつつある中で、申し訳ないですけれども、これ、あそこにもありましたね。SEAモデルの築山、これについてもやっぱり都市計画審議会で、これはどうなんだろうというクレームがきました。そのために、考え直さなければいけないという状況になってきておることとは私も知っております。

それで、やっぱり築山に代わる何が必要なのかというと、避難タワーになる。避難タワーもSEAモデルの中に建てるのではなくて、同じ建てるのであれば、一般住民も、もしものときに使えるような場所に建てていただきたい。このことはやっぱり申し上げておきたいと思いますし、昨日からの議論で、避難タワーについては前向きに考えていかなければ、計画的にやっていかなければならないということを申されております。

であるならば、ぜひそういうことも考えてやっていただきたいと思いますし、1基だけじゃなく、最低3基ぐらい要りますよ。年次的にでもいいですから、市長の、それこそお得意の手腕発揮で、財源を確保して、その辺を何とかやっていただきたいということを申し上げたいと思います。

また、その避難タワーのやり方、構造等については、いつか濱中先生が言われておりましたけれども、避難所、高いところに登ってその高さをどこまで継続してやって避難をしていけるかというような構造もありましょう。いろんな形態がありますけれども、いかにしたらお年寄りが、そして逃げ遅れた市民が安全に逃

げ延びることができるかということを中心に置いて、ぜひ強固に進めていただきたい、このことも要望しておきたいと思います。

それからもう一つ、今、民間の5件の契約をしておる一時避難場所なんですけれども、この一時避難場所で備蓄品はありますか、課長。

議長（小川公明議員） 防災危機管理課長。

防災危機管理課長（尾上廣宣君） 五つの避難所全てには備蓄品を置いておるわけではないんですが、中には、避難タワーとして協力していただいている所有者の方から、善意で備蓄品を置かせていただいております。

議長（小川公明議員） 5番、村田議員。

5番（村田幸隆議員） たしか私、備蓄品としてきちっと整備されているのは1か所ぐらいじゃないですかね。多分、そうでしょう。名前は言いませんけど、矢浜あたりであるところだと思うんですけれども、そのほかは貸しますよ、場所を提供しますよって言うけれども、備蓄品がないんですね。それは一時避難場所ですから。最悪の場合、そこに逃げ込んで、そして、次、津波が引いたときに、本当の避難場所へ逃げる、そのための一時避難場所なんですけれども、しかし、災害のあらゆることを想定しておくのであれば、その一時避難場所から逃げ切れない場合も当然出てきますよ。出てきたときに、運よく県とか国のヘリコプターが見つけてくれたらいいけれども、それに時間がかかったらそこで、一時避難場所で夜も過ごさなければいけない、御飯も食べなければいけないということになるわけですから、最低限その辺の備蓄はしておくべきだと思いますけれども、市長、どう思いますか。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 要するに、尾鷲に、津波において、尾鷲の地形から考えてみますと、議員も御承知のとおり、水はけが非常にいいというような、現実問題。だから、要するに、押し寄せてきた津波が市街地にたまるということが、非常にちょっと考えにくいんじゃないかなと思うんですけれども、ただ、いずれにしろ、1日、2日、この一時避難場所で過ごさなきゃならない、そのための、やはり寝泊まりする毛布とか、あるいは水とか、最低の食料品というものは、いずれかは一時避難場所から避難所のほうにお移りいただく、これがルートですよ。その中でどれぐらいのものをあれしなきゃならないかという、そういうこともきちんとやっぱり決めておかなきゃ、議員のおっしゃることはよく分かるんですよ。それが全て全てにあればいいのかということになりますと、大変、これはどこの市

町とも非常に備蓄品の費用等のあれが非常に大きくなって、それをどうやって利用するかということも非常に大きな課題ですし、当然尾鷲市のほうも課題があると思います。しかし、基本的にはやはりそういう準備はしておかなきゃならないと私は考えております。

議長（小川公明議員） 5番、村田議員。

5番（村田幸隆議員） 確かにおっしゃるとおりだと思います。しかし、事は命を守るといことでありますから、そしてまた、先ほどから何回もしつこいぐらい申し上げているんですけれども、災害というのは我々の想像を絶する被害が出るんですね。ほとんどがそうなんですよね。ですから、どういう事態に陥るか分かりませんから、できる範囲で、確かに備蓄品ということについては、その期日が来たら買い換えなければいけないし、維持費というものを非常に高いというのもよく私は承知をしておりますけれども、しかし、高いからといって、その辺はどうかかなと言って、案じておるだけじゃなくて、やっぱり思い切って、そのところはお金をつぎ込んでいくということをやっつかないと、なかなかそれは費用とその効果とをいろいろ考えておったら、こういう対応はなかなかできないと思いますから、その辺のところはひとつよろしくお願いをしたい。

それと、初めはソフト面であった逃げるが勝ちで、今度はハード面になってきたんですけれども、ハード面というと、これ、やっぱり逃げるが勝ちで、逃げるときに避難路がきちっと整備をされておるのかということも一つの大きな問題点だと思うんですよ。特に、輪内方面なんかだったら、こんなに狭い避難路もあって、そこはもう尾鷲市の財源が厳しいために、1年でやればこれだけで済むのになんと思いつながら、2年、3年かけてちょこちょこちょこちょこやっておる。そういう行政の在り方というのが果たしていいのかどうかということもやっぱり考えていかななくてはならんのではないかなと思うんですね。

避難路の整備、これは国土強靱化あるいは防災・減災、事業債、そういったものでどんどん使ってやっておりますけれども、小さな避難路については、なかなか、手をつけておりますけど進んでいないというのが実情だと思うんです。

これはあまり名前は出したくありませんけれども、前の議員さんが本当に火の玉となって言われておりましたけれども、これは1年に何十万の予算でこんなもの、どうなるんだと言われておりますけど、確かにそれもよく分かりますので、やっぱり逃げるというんなら、逃げる。逃げる道筋をきちっと、安全なものにしてやっていただくということが必要ではないかなと思います。逃げる逃げるって

いったって、こんな坂とか狭いところをおじいちゃん、おばあちゃんを連れて逃げるわけにまいませんから。

ですから、その辺のところは、やりかければ切りがないんです。でも、やらなければいけないんです。これはもう市長のような、大変頭の優れた方に私が言うのは本当に釈迦に説法だと思いますけれども、防災、減災はやりかければ切りがない、しかし、やらなければいけない。ここのところの兼ね合いが非常に難しい。ですから、あらゆるものを想定して、減災・防災対策をやっていくんだとこのマニュアルにも書かれておりますけれども、そうであるならば、100%するまでいきませんが、少なくとも60、70はいつているよというぐらいの力を入れていただきたいと思います。

市長は防災、減災に力を入れていないとは言っていないですよ。1年間こういう事情もあって、やられております。課長も大変頑張っておられますけれども、やはり今、いつ起きるか分からないという中で、もう少し力を入れなければいけないんじゃないかなと私は思っておるところでございますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

私は加藤市政になってから……。副市長、要らんことを言うなよ、質問しているので。加藤市長になってから、もうほとんどみんな賛成しております。市長には私は全面的協力をさせていただいておりますけれども、殊、防災のことについては、私は市長に正面切って、けんかしてでも物を申し上げる。ですから、今こういう荒っぽい質問になっておるんですけれども、やっぱりそのところの私の取り組む姿勢、そして気持ちというものも、十二分、あるいは私の姿勢というよりも、市民の気持ちを考えてやっていただきたいと思います。

市長、どうでしょう、冒頭申し上げましたけれども、私の出がらしのお茶は飲んでいただけましたでしょうかね。ちょっとその辺もお返事をいただきたいと思いますが、しかし、こういう言い方はなんでしょうけれども、いつまでもこの状況であるというならば、私は苦い茶というよりも一服盛るかもしれませんから、ゆめゆめ怠ることのないようにひとつよろしく願いを申し上げたいと思います。

今、SEAモデル、病院の医師、運営、給食センター、墓地の移転、広域ごみ処理等々、難問が山積をしておる大変な時期で、財調が15億円近くあり、財調が復興の兆しが見えておる。そして、行政については、さらに馬力をかけてこれに努力をするものを望むことでありますけれども、それには、先々を見越した財

政運営が必要であります。市の財源等については、市長の一方ならぬ努力と手腕によるものと評価をさせていただきますが、病院の黒字財政の復興兆しも、コロナ禍により逆によい影響が出たということも少なからずあると私は思っております。

市長の体力の続く限り努力を期待するものでありますけれども、同時に、尾鷲市に居住しておる全ての住民の命を守るということに、全精力を傾注していただくということを強くお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） そこまで出がらしのお茶を飲ませていただきましたので、最後にちょっと私も答えさせていただきたいんですけども。

非常によく分かるんですね、議員の防災、減災に対する、そういう、一方では、尾鷲市としては、要するに、「津波は、逃げるが勝ち！」だ、でも、やっぱり1人の犠牲者を出さない、こういうことをモットーにしていくためには何をしていかなきゃならないか。おっしゃっていることは非常によく分かりながら、最後に財源の話をされておりました。一応、今の財源は14億数千万、はっきり申し上げまして、ふるさと応援基金をあれしますと18億強の、非常にいい貯金ができているなど。

私は正直申しまして、お金はためるためにあるんじゃないんだ、使うためにあるんだと。だけれども、しかし、やはり尾鷲市を維持していくための最低限の財源というのは必要であろうと。これは何度も申し上げておりますけれども、財政調整基金が10億円なんだと。それでもって、やっぱり借金もあります。借金をいかにして100億円以内にするか、もうこれも恐らく九十何億円だとか、もう八十何億になりますね。一方では何なのかって言ったら、要するに、投資する額と借金を返す公債費と、この差をやっぱり投資する額を若干削減していきながら、どんだん借金を返そうと、これが基本的な財政計画、財政の基本的な考え方で、これをやはり尾鷲市としてはずっと守っていかなくちゃいけない、その範囲内で、防災のこともあるし、子育てのこともあるし、老人の高齢者のこと、いろんなやっぱり山積している問題がある。その辺のところも十分考えながら、防災に対する意識というのは私は十分持っているつもりでおりますので、そういうことを含めながら、今後の市政運営ということをきちんとやっていきたいと、このように考えております。

議長（小川公明議員） 以上で通告による一般質問は全て終了いたしました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

以後、会期日程のとおり、明日16日木曜日には午前10時より行政常任委員会を開催していただきますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

[散会 午後 0時23分]

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 小 川 公 明

署 名 議 員 南 靖 久

署 名 議 員 濱 中 佳 芳 子